

## 第1 交通事故防止対策の推進

### 1 交通死亡事故抑止対策の推進

#### (1) 年間対策

交通死亡事故の特徴を捉えた総合的な交通死亡事故抑止対策として、

高齢者の交通事故防止

青少年運転者の交通事故防止

飲酒運転の追放

最高速度違反の抑止

シートベルト着用の徹底

の5項目を重点に

- ・交通マナーアップいばらき
- ・高齢者交通安全ながいき教室推進事業
- ・青少年運転者の交通事故防止対策
- ・飲酒運転追放対策
- ・大好きいばらきシートベルト100%県民運動との連携

の年間対策を関係機関、団体と連携して推進した。

#### (2) 期間対策

年間対策を効果的に推進するため、季節ごとの特徴を捉えた期間対策を実施した。

路面凍結によるスリップ事故防止対策(1~2月)

免許取得予定者に対する交通安全対策(3~4月)

進入学期における子供の交通安全対策(3~4月)

梅雨期におけるスリップ事故防止対策(6~7月)

薄暮時及び夜間における交通事故防止対策(10~12月)

### 2 交通安全運動の推進

#### (1) 交通安全県民運動の推進

茨城県交通安全対策協議会の主唱により、「守ろうよ 小さなマナーと 大きな命」をスローガンに県民一人一人が思いやりの心を持ち、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めることを広く県民運動として盛り上げるため、次の5項目を重点に  
関係機関・団体との緊密な連携のもとに交通安全運動を展開した。

高齢者の交通事故防止

飲酒運転の追放

チャイルドシートとシートベルト着用の徹底

青少年運転者の交通事故防止

子供の交通事故防止

## (2) 各季交通安全運動の推進

全国交通安全運動及び県独自の交通事故防止県民運動等、各季の交通安全運動を通じて県民の交通安全意識の高揚を図った。

春の全国交通安全運動（5 / 11 ~ 20）

暴走族追放強調運動（7月中）

夏の交通事故防止県民運動（7 / 20 ~ 8 / 20）

秋の全国交通安全運動（9 / 21 ~ 30）

年末の交通事故防止県民運動（12月中）

## 3 チャイルドシート着用対策の推進

(1) 自治体等で実施しているチャイルドシートレンタルリサイクル事業などに協力し着用促進を図った。

(2) 秋の全国交通安全運動期間中、チャイルドシート着用義務違反者の取締りを強化した。

## 4 飲酒運転追放対策の推進

(1) 県トラック協会等送輸関係団体と連携して、飲酒運転防止対策を推進した。

事業所における推進状況

### ア 事業所のアルコール検査の完全実施

同協会では、アルコールチェッカー検知器（1,920器）を傘下事業所1,419事業所に配備し、飲酒運転防止マニュアルに基づいて運転者の出庫時、帰庫時の対面による点呼の際、同検知器による飲酒チェックを確実にを行い完全実施を徹底して飲酒運転の再発防止を強化した。

### イ トラックステーション等への飲酒運転禁止の看板設置

同協会では、飲酒運転追放のため県内5カ所の休憩所に対し休息施設内での飲酒を禁止する措置を講じるため「警告 - 休息所施設内での飲酒は厳禁」と題した看板7基を設置してドライバー等に対し、飲酒運転禁止の広報啓発活動を実施している。

### ウ マグネットシートによる広報活動の実施

同協会では、傘下事業所の全車両に「毎月1日は交通安全の日」と題したマグネットシートを貼付して、ドライバー及び他の運転者に対する交通安全意識の高揚啓発活動を実施している。

### エ 事故防止総決起大会の実施

同協会では、交通事故防止対策（飲酒運転）の一環として、傘下事業所の経営者や運行管理者等600人を集め、関係機関・団体等にも参加を呼びかけて「事業所における交通事故ゼロ」をスローガンに県内初の事故防止総決起大会を開催した。

### オ 事故防止講習会の開催

同協会では、事業所における飲酒運転による死亡事故発生に伴い再発防止のた

め、傘下事業所 1,419 事業所の経営者や運行管理者を対象として事故防止講習会を県内 5 会場で開催した。

カ (社)茨城県バス協会主催の事故防止講習会の開催

(社)茨城県バス協会では、高速バス飲酒運転事件の発生を契機に、県内のバス事業者等 100 人を集めた飲酒運転事故防止講習会を開催した。

キ 事業所訪問や「交通安全かわら版」の発信等による安全指導の徹底

(社)茨城県トラック協会および(社)安全運転管理者協議会の傘下事業所に対する安全指導の徹底を図るため、訪問指導をはじめ、警察本部作成の「交通安全かわら版」を各事業所へ送付、配信して交通安全指導の徹底を図った。

なお、(社)茨城県安全運転管理者協議会では、F ネットシステムを構築している県内 10 地区において「交通安全かわら版」を、2,919 事業所に配信したほか、機関誌「運転管理いばらき(7月号)」に掲載した。

ク 飲酒運転の事故防止等の広報用横断幕の設置

貨物自動車安全輸送推進協議会では、主要国道の歩道橋及び高速道路にかかるオーバブリッチ等に、「絶対やめよう!飲酒に過労に脇見運転」と題した広報用横断幕 25 本)を掲出して広報活動を実施した。

(2) 連絡協議会の結成、モデル事業の推進など諸対策を推進し、飲酒運転追放気運の醸成を図った。(数は平成 11 年以降の累計)

ア 酒類提供者対策

飲酒運転追放連絡協議会の結成(19 署、20 協議会)

飲酒運転追放モデル飲食店の指定(1,550 店舗)

イ 運転者対策

飲酒運転追放モデル事業所の指定(1,158 事業所)

ウ 地域対策

飲酒運転追放モデル家庭の指定(50,241 戸)

自治体における飲酒運転追放の決議(55 市町村)

5 実践的な交通安全教育の推進

(1) 子供に対する交通安全教育

幼児、小学生、中学生に対し、県教育庁、市町村、学校と連携して、安全な道路の横断方法及び正しい自転車の乗り方を重点とする交通安全教育を実施した。

(実施回数 1,235 回、延べ 175,127 人)

(2) 青少年運転者に対する交通安全教育

進学、就職等の時期をとらえ、学校や関係機関・団体と連携して普通免許を取得できる年齢に達する高校生に対する交通安全教育を実施し、交通安全意識の啓発を図った。

また、高等学校、交通安全協会、安全運転管理者協議会と連携し、安全運転講習会

や二輪車教室を通じて安全意識の啓発や運転技術の向上に重点においた交通安全教育を実施した。

高校生に対する実技型交通安全教室（114回、延べ27,973人）

事業所等の青少年に対する交通安全講習会（162回、延べ10,029人）

（3）高齢者に対する交通安全教育

市町村、交通安全協会及び老人クラブ連合会等と連携して、参加・体験型の交通安全教育を実施するとともに、「高齢者交通安全ながいき90作戦」を実施して事故防止に努めた。

高齢者交通安全ながいき90作戦の実績

児童生徒によるお手紙～4,7698通

高齢者特別教育隊～230回 9409人

ながいき指導カードの交付枚数～23,905人

（4）高齢者交通安全ながいき教室事業

交通事故による死傷者の中で、高齢者は自転車利用中や歩行中の事故が多く、そのうち約9割が運転免許を有していないことから、高齢者に関係のある機関・団体等による協議会を設置し、高齢者に交通安全教育を実施する指導員等を委嘱するなどして、原則として運転免許のない高齢者に対する交通安全教育を実施した。

（677回 54,225人）

（5）外国人に対する交通安全教育の推進

日本の交通ルールを英語、韓国語、中国語、スペイン語及びポルトガル語の5ヶ国語で解説した「交通安全マニュアル」を活用し、外国人に対する交通安全教育に努めた。

（35回、延べ1,535人）

（6）安全運転競技会の開催

関係機関・団体と連携し、交通安全意識の高揚と運転技能の向上を目的に、各種安全運転競技会を開催した。

第32回二輪車安全運転茨城県大会（6/7）

第40回交通安全子ども自転車茨城県大会（7/17）

第27回トラック運転技能競技会（9/6）

第14回茨城県安全運転競技大会（11/8）

第1回交通安全高齢者自転車競技茨城大会（6/14）

（7）交通安全アドバイザー制度の運用

警察本部長が8事業所、25名の観光バスガイドを「交通安全アドバイザー」として新たに委嘱し、子供や高齢者等の乗客に交通安全教育を実施した。

## ( 8 ) 自動車安全運転センター中央研修所の活用

実践的な交通安全教育を推進するため、関係機関・団体に対して安全運転中央研修所の活用促進を働きかけた。

## 6 広報・啓発活動の推進

次の施策を実施し、県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図った。

### ( 1 ) 交通死亡事故抑止に向けた広報活動の強化

市町村防災行政無線、市町村広報誌、大型店舗・事業所等のあらゆる広報手段を活用した広報活動を展開して、県民の意識啓発を図った。

市町村防災行政無線の整備状況～60市町村

### ( 2 ) チラシ・ポスター作成による広報活動の実施

チラシ・ポスター・ポケットカードの作成し配布した。また、幹線道路に横断幕を掲示した。

### ( 3 ) IT技術を用いた交通安全情報配信サービス等の実施

83の市町村を含む720の関係機関等に、交通安全資料や事故分析資料を電子メールにより配信した他、ホームページを利用し情報の共有化を図った。

### ( 3 ) ラジオ放送や県警ヘリによる広報活動の実施

ラジオ番組の「ラジオ県だより」「こちら110番」及び「スポット放送」や県警ヘリにより交通安全に関する広報を実施した。

### ( 4 ) 交通安全カレンダーの作成

茨城県交通安全対策協議会が募集した交通安全ポスターの優秀作品の中から季節にあったポスター13点を選出し、交通安全カレンダー3,000部を作成し、小・中学校や関係機関等に配付した。

## 7 自治体に対する働き掛けの強化

### ( 1 ) 大好きいばらきシートベルト着用100%県民運動の推進

県内の主要企業、団体、行政機関からなる「大好きいばらき県民会議」が主体となり、全県下においてステップ方式によるシートベルト着用運動を実施した。

### ( 2 ) 自治体への警察官の出向

水戸市、牛久市、土浦市、つくば市、竜ヶ崎市と合わせ5自治体の交通安全担当課に警察官(警部)を出向させ連携を強化した。

## 8 企業に対する指導

### ( 1 ) 安全運転管理者等選任事業所(8,881所)に対し、事故の多発した事業所に対する個別指導、茨城県安全運転管理者協議会の機関誌による啓発等により、安全運転管理の強化に努めた。

### ( 2 ) 交通事故防止コンクールの実施

第21回茨城県安全運転管理者協議会交通事故防止コンクール(9/1～11/30)

( 3 ) 安全運転管理者等未選任事業所一掃活動の実施 ( 7 / 1 ~ 8 / 3 1 )

未選任事業所発見数 ( 1 4 8 事業所 )

## 9 死亡事故抑止緊急対策の実施

( 1 ) 「交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱」に基づき知事が発令した多発警報に伴い、広報・啓発活動、街頭活動、交通指導取締りの強化等死亡事故抑止緊急対策を講じた。

平成 1 5 年中の発令状況

3 / 2 4 から 4 / 2 まで ( 県内 )

1 2 / 6 から 1 2 / 1 5 まで ( 全県 )

( 2 ) 交通死亡事故抑止エリア・ルート対策の実施

交通死亡事故が多発している路線を「重点対策路線」と位置づけ、関係団体等と連携して安全施設の整備や事故分析の結果から多発する曜日、時間帯 ( 特に薄暮時間帯 ) 等におけるパトカーの流動・駐留警戒活動の実施等総合的な対策を講じた。

ア 重点対策路線

国道 3 5 4 号、県道水戸神栖線、

イ 実施期間

第 1 期 : 7 月 1 5 日 ( 火 ) ~ 8 月 3 1 日 ( 日 )

第 2 期 : 9 月 8 日 ( 月 ) ~ 1 0 月 3 1 日 ( 金 )

第 3 期 : 1 1 月 1 日 ( 土 ) ~ 1 1 月 3 0 日 ( 日 )

第 4 期 : 1 2 月 1 日 ( 月 ) ~ 1 2 月 2 9 日 ( 月 )

( 3 ) 年末期に向けた段階的な交通死亡事故抑止対策の強化

年末の繁忙期に、交通死亡事故の多発が懸念されたため、警察力の総合力を発揮して交通指導取締りや流動警戒活動等の街頭活動等を強化する対策を講じた。

ア 期間

1 0 月 1 日 ( 水 ) ~ 1 2 月 3 1 日 ( 水 )

イ 実施内容

飲酒運転取締り強化期間を設定した交通指導取締りの強化

交通事故の実態に即した多発道路等における流動警戒活動の実施

交通部及び本部各部課の応援を得た事故多発警察署への取締部隊の派遣運用

期間中の派遣警察署数 1 0 警察署

本部員の派遣回数 2 0 回 派遣人数 3 2 4 人